

青森県環境影響評価条例施行規則の一部改正に係る新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

		別表第一（第四条、第五条関係）		改 正 後	
		別表第一（第四条、第五条関係）		改 正 前	
事業の種類	第一種事業の要件	事業の種類	第一種事業の要件	事業の種類	第二種事業の要件
六(十九) (略)	五 条例別 表第五号 に掲げる 事業の種 類	一(四) (略)	イ(ホ) (略)	一(四) (略)	第二種事業の要件
(略)	ヘ 出力が一万キロワット以上 である発電設備の新設を伴う 事業の種 類	ヘ 出力が五千キロワット以上一万 キロワット未満である発電設備 の新設を伴う火力発電所（地熱 ものに限る。）の変更の工事 の事業	出力が五千キロワット以上一万 キロワット未満である発電設備 の新設を伴う火力発電所（地熱 ものに限る。）の変 更の工事の事業	イ(ホ) (略)	第二種事業の要件
(略)	ト 出力が一万キロワット以上 である風力発電所の設置の工 事の事業	ト 出力が七千五百キロワット以上 一万キロワット未満である風力 発電所の設置の工事の事業	出力が七千五百キロワット以上 一万キロワット未満である風力 発電所の設置の工事の事業	イ(ホ) (略)	第二種事業の要件
(略)	チ 出力が一万キロワット以上 である発電設備の新設を伴う 風力発電所の変更の工事の事 業	チ 出力が七千五百キロワット以上 一万キロワット未満である発電 設備の新設を伴う風力発電所の 変更の工事の事業	出力が七千五百キロワット以上 一万キロワット未満である発電 設備の新設を伴う風力発電所の 変更の工事の事業	イ(ホ) (略)	第二種事業の要件
六(十九) (略)	五 条例別 表第五号 に掲げる 事業の種 類	一(四) (略)	イ(ホ) (略)	一(四) (略)	第二種事業の要件
(略)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

別表第一一（第三十八条関係）

対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない修正の要件
十五 別表第一の五の項のト又は子に該当する対象事業	発電所の出力	発電所の出力が十パーセント以上増加しないこと。
十六～二十四 (略)	(略)	(略)
(略)	発電設備の位置	手続を経ることを要しない変更の要件
(略)	発電設備の位置	手續を経ることを要しない変更の要件

別表第三（第四十九条関係）

対象事業の区分	事業の諸元	手續を経ることを要しない修正の要件
十五～二十四 (略)	発電所の出力	発電所の出力が十パーセント以上増加しないこと。
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

対象事業の区分

対象事業の区分	事業の諸元	手續を経ることを要しない修正の要件
十五～二十四 (略)	(新設)	手續を経ることを要しない変更の要件
(略)	(新設)	(新設)
(略)	(新設)	(新設)